

産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 知多郡武豊町字三号地 1 番地

氏 名 公益財団法人 愛知臨海環境整備センター
代表理事 竹鶴 隆昭 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 平成 26 (2014) 年 2月 12日
許可の有効年月日 令和 3 (2021) 年 1月 29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

埋立処分

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（無機性汚泥に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第 2 条第 13 号廃棄物

以上 10 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 埋立施設（安定型）

ア 設置場所

知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面

イ 設置年月日

平成 22 年 6 月 30 日

ウ 埋立地の面積

許可番号第 02330045239 号

83,692.90m² (全体面積 471,825.70m²)

エ 埋立容量

810,180m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 埋立施設(管理型)

ア 設置場所

知多郡武豊町字旭1番及び一号地17番2の地先公有水面

イ 設置年月日

平成23年2月14日

ウ 埋立地の面積

388,132.80m² (全体面積 471,825.70m²)

エ 埋立容量

4,566,000m³

オ 埋立処分する産業廃棄物

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥(無機性汚泥に限る。水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く。)、令第2条第13号廃棄物

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

カ 許可年月日及び許可番号

平成20年3月19日 19循環第48-1号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 1月30日 新規許可

平成 9年 1月29日 更新許可

許可番号第 02330045239 号

平成14年 1月30日 更新許可

平成19年 3月12日 更新許可

平成26年 2月12日 更新許可 (優良認定)

令和 2年 9月 4日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

